

第5回宇治川・天ヶ瀬ダム活性化協議会 議事録

日時：令和7年6月10日（火）

午後6時～午後6時45分

場所：JR 宇治駅前市民交流プラザ ゆめりあうじ 4階 会議室1

出席者

宇治川・天ヶ瀬ダム活性化協議会

会長：【宇治市 産業観光部 部長】

脇坂 英昭

副会長：【宇治市 理事 兼 建設総括室長】

伊藤 樹

委員：【(公社) 宇治市観光協会 専務理事】

多田 重光 (代) 松村 尚

【宇治商工会議所 専務理事】

長谷川理生也

【(一社) 京都山城地域振興社 総合企画局長】

勝山 亨 (欠)

【京阪ホールディングス (株) 経営企画室 部長】

近野 薫

【関西電力株式会社 京都支社 地域担当部長】

小林 正義

【宇治源氏タウン銘店会 会長】

池本 将孝 (欠)

【宇治観光塔の島会 会長】

左 聡一郎 (代) 梅村 晃一

【平等院表参道商店会 会長】

鬼界 卓史

【鶴匠】

江崎 洋子

【国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 流域治水課長】

下川 晃生

【国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 管理課長】

平尾 和彦

【京都府 建設交通部 河川課 総合治水係 主幹兼係長】

武部 晃尚 (欠)

【京都府 山城広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課長】

高橋 美広 (代) 諸戸 秀樹

【京都府 山城広域振興局 建設部 山城北土木事務所 企画調整課長】

正木 利一 (欠)

事務局 産業観光部 副部長 前田 聖子

観光振興課 課長 杉本 隆之

観光振興課 副課長 北 久美子

観光振興課 係長 西井 利治

観光振興課 主任 永井 理帆

観光振興課 主事 田島 佳奈

資料：

- ・第5回宇治川・天ヶ瀬ダム活性化協議会 次第
- ・宇治川・天ヶ瀬ダム活性化協議会 委員名簿
- ・宇治川・天ヶ瀬ダム活性化協議会 規約
- ・宇治川・天ヶ瀬ダム活性化協議会の会議の公開に関する要綱

- ・淀川舟運フェスティバル宇治会場イベントチラシ 【資料1】
- ・令和7年度宝くじ桜寄贈事業のご案内 【資料2】
- ・要望から占用開始までの手続きの流れ 【資料3】
- ・天ヶ瀬ダム地区 整備等スケジュール（案） 【資料4】
- ・都市・地域再生等利用区域の指定等についての要望書 【資料5】
- ・河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について 【資料6】
- ・別図 都市・地域再生等利用区域 【資料7】
- ・都市・地域再生等占用内容について 【資料8】
- ・茶づな付近の河川敷整備について 【資料9】
- ・令和7年度当初予算 新規拡充等 主要事項説明書

1. 開会

- ・事務局より資料の確認と説明等
- ・会長より挨拶

2. 報告

- 今年度の取組について【資料1】
 - ・淀川舟運フェスティバル宇治会場イベントチラシ【資料1】を事務局から説明（質疑）なし
- 宝くじ桜寄贈事業への申請について【資料2】
 - ・令和7年度宝くじ桜寄贈事業のご案内【資料2】を事務局から説明（質疑）なし

3. 協議

- 天ヶ瀬ダム地区における都市地域再生等利用区域の申請にかかる要望書案について【資料3】【資料4】【資料5】【資料6】【資料7】【資料8】を事務局から説明

Q. 委員：水辺のアクティビティの一つとしてEボートでの川下り等を継続的に実施できるようにすると伺いました。現在、宇治川で実施している遊覧船や鶴飼については、予定日数の半分ほどしか実施できていない現状でございます。同じ宇治川エリアで、民間事業者がアクティビティ事業を請け負うとなると、営業日数が少なくなるなどから、収益事業として進めていくことが難しいと感じました。

A. 事務局：天ヶ瀬ダムエリアについては、宇治川エリアと同様に放流量が多い場合は営業できないこともあるかと思えます。ただ、これから進めていく直下広場やガーデンズ天ヶ瀬の部分を含めまして、今後できることは増えていくと思えます。水辺に親しむアクティビティだけではなく、イベントと含めた形で、皆様のご意見をいただきながら、どのように盛り上げていくのか考えていきたいと思えます。

Q. 委員：宇治の市中と天ヶ瀬ダムエリアの二次交通にかかるアクセスについて伺いたいです。

A. 事務局：グリーンスローモビリティや自転車の活用を検討してまいりたいと考えています。

委員：都市地域等再生利用区域の申請につきましては、広い範囲で申請いただき、今後、使用
目途が立ったものから随時、河川法上の占用の許可を進めていただければと思います。
令和 5 年度より始めた天ヶ瀬ダムトンネルの基盤整備の工事は令和 7 年度中に完成す
る予定であります。

➤ 茶づな付近の河川敷整備について【資料 9】を事務局から説明

Q.会 長：河川敷において駐車場の活用は可能でしょうか。

A.委 員：駐車場としての占用は基本的には認めておりません。淀川沿川や大阪府内にある公園
のように河川区域にある公園の駐車場として管理をするのであれば、駐車場として活
用できる可能性はあります。また、観光客がよく来る時期やイベント時のみ、安全性
が確保できる状況であれば、一時使用という形で駐車場としての使用を許可しており
ます。

Q.委 員：車両の通行を可能とするスロープの整備とありますが、そもそも車両はどこから入れ
るのでしょうか。

A.事務局：京阪宇治駅側にポールが立っておりまして、イベント時は開けていただいて、通行で
きるようにしたいと考えております。

Q.委 員：護岸エリアについて、汎用性の高いイベントスペースを検討されるということで
船着き場やカヌーなどで活用できるような整備はされますでしょうか。

A.事務局：護岸については階段状に整備済みのため、現在 E ポートで使っていただけのような状
況となっております。

委 員：資料 9 の茶づな付近の河川敷整備案につきましては、昨年度のワーキングの意見を踏ま
えた上で、案が出てきたものと理解しております。今回いただいた意見を元に、具体的な
調整を行っていく必要がございます。河川管理者として治水上問題ないのかの確認が今
後必要となりますので、今後ともよろしく願いいたします。

副会長：最後になりますが、都市地域等再生利用区域指定に関する要望書については、本日の協議
会をもちまして、委員皆様の了解を得たということで進めて参りますが、よろしいでしょ
うか。

《異議なし》

副会長：ありがとうございます。

4. 閉会

・事務局より閉会の挨拶

以上